

2 児童相談所の概要

(1) 児童相談所別所管区域

(平成26年3月31日現在)

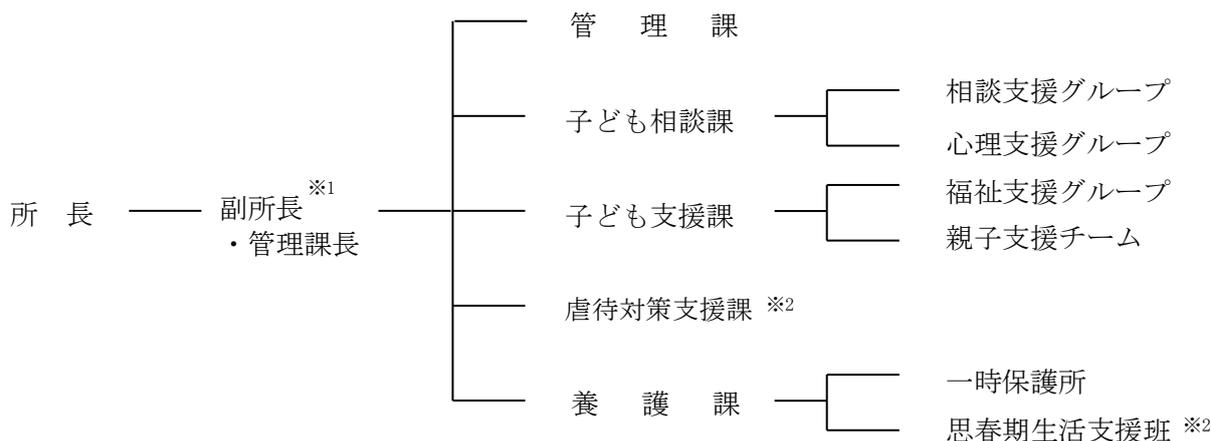
児童相談所名	所在地	所管区域	電話	テレホン相談
			ファックス	
中央	〒252-0813 藤沢市亀井野3119	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、 寒川町、大磯町、二宮町	0466(84) 1600	0466(84) 7000 (子ども家庭110番)
			0466(84) 2970	
鎌倉三浦地域	〒238-0006 横須賀市日の出町1-4-7	鎌倉市、逗子市、三浦市、 葉山町	046(828) 7050	
			046(825) 7071	
小田原	〒250-0042 小田原市荻窪350-1 (小田原合同庁舎1F)	小田原市、南足柄市、中井町、 大井町、松田町、山北町、開成町、 箱根町、真鶴町、湯河原町	0465(32) 8000(代)	
			0465(32) 8137	
県北地域	〒252-0206 相模原市中央区淵野辺 2-7-2	大和市		
厚木	〒243-0004 厚木市水引2-3-1	秦野市、厚木市、伊勢原市、 海老名市、座間市、綾瀬市、 愛川町、清川村	046(224) 1111(代)	
			046(225) 1735	

*平成26年度からは県北地域児童相談所が廃止され、平塚児童相談所（所管区域：平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町。TEL:0463(73)6888）が開設され、それに伴い中央児童相談所新所管区域：藤沢市・茅ヶ崎市・大和市・寒川町）、厚木児童相談所（新所管区域：厚木市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村）の所管区域が変更されています。

(2) 機構・職員配置

ア 機構

(ア) 中央・厚木児童相談所



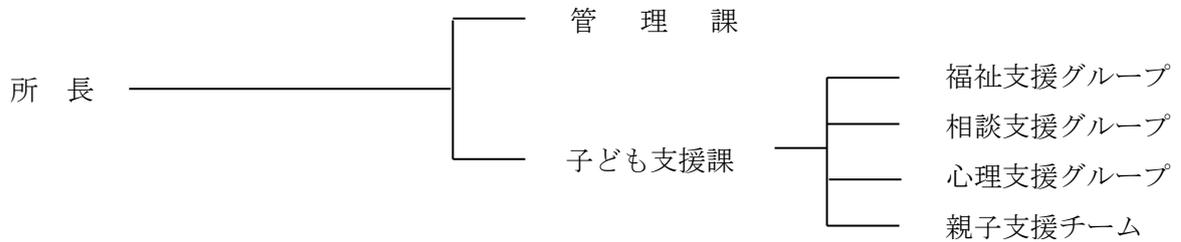
※1 中央児童相談所は副所長と管理課長をそれぞれ置き、管理課長は県立総合療育相談センター管理課長が兼ねる。

※2 虐待対策支援課・思春期生活支援班は、中央児童相談所に設置

(イ) 県北地域児童相談所



(ウ) 鎌倉三浦地域・小田原児童相談所



イ 職員配置

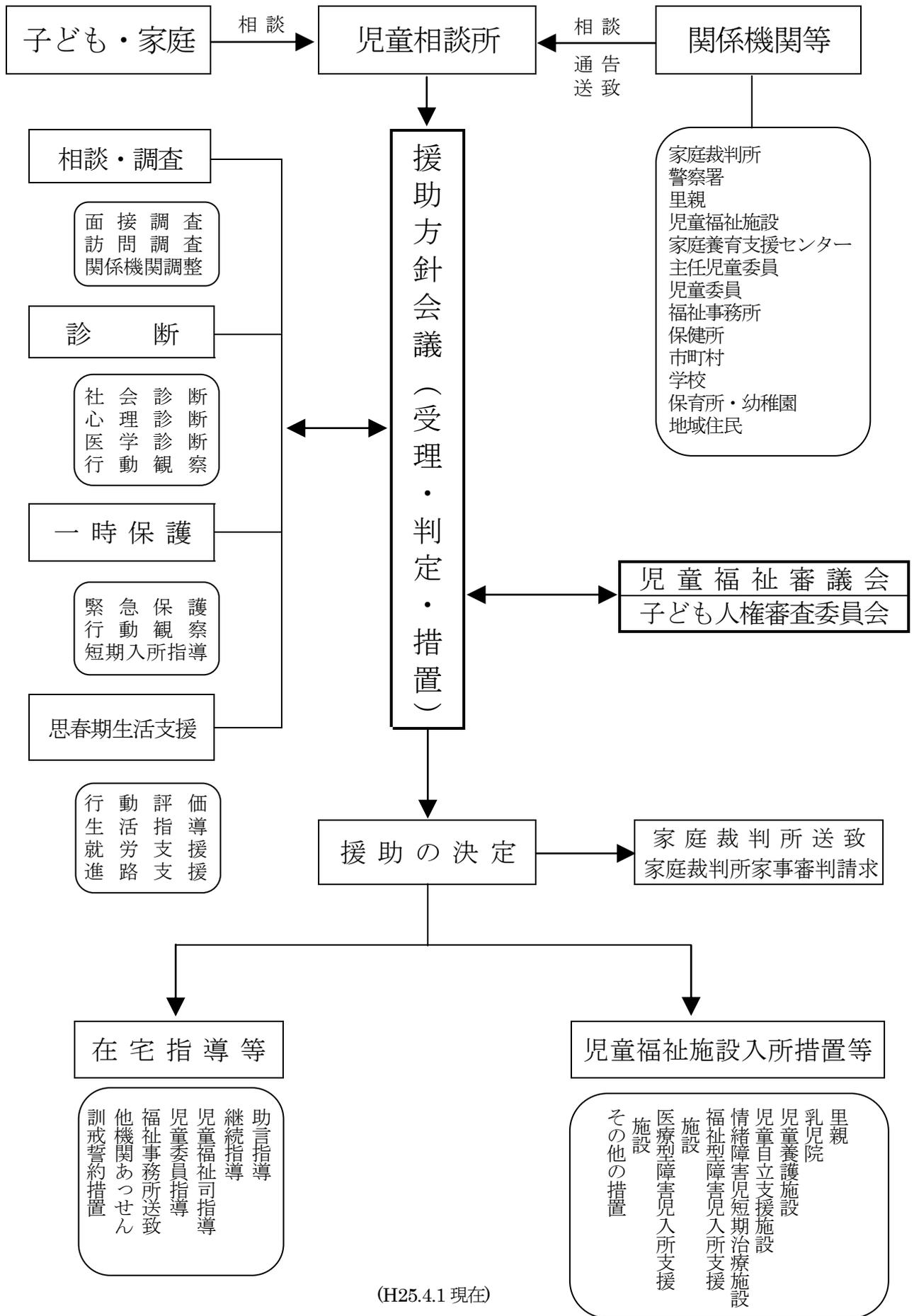
(平成26年3月31日現在) (人)

職名・ 児童	所副 所 長長	課 長	一 般 事 務	児 童 福 祉 司	児 童 相 談 員	児 童 指 導 員	児 童 心 理 司	保 育 士	保 健 師	そ の 他	計	非 常 勤 職 員			
												医 師	電 相 談 話 員	そ の 他	計
中 央	2	4	0	23	5	12	11	1	1	0	59	4	9	21	34
鎌倉三浦	1	2	1	6	3	0	4	0	1	0	18	3	0	4	7
小田原	1	2	1	7	3	0	5	0	1	0	20	4	0	3	7
県 北	2	2	2	6	3	14	4	0	1	3	37	4	0	17	21
厚 木	2	3	2	16	4	12	9	2	1	3	54	7	0	20	27
計	8	13	6	58	18	38	33	3	5	6	188	22	9	65	96

(3) 児童相談の内容

区 分	内 容	
養 護	養 護 相 談	保護者の家出・失踪・服役・死亡・離婚・病気・出産など養育困難な子どもの相談 虐待・置き去り・迷子など環境的課題を有する子どもの相談 里子に関する相談
	保 健 相 談	未熟児・虚弱児・内部機能障害・小児喘息・神経疾患等を有する子どもの相談
	障 害	肢体不自由児相談
視聴覚障害相談		弱視・難聴を含む視、聴覚等視聴覚障害児に関する子どもの相談
言語発達障害等相談		構音障害・吃音・失語等音声や言語の障害に関する子どもの相談
重症心身障害相談		重症心身障害児(者)に関する相談
知的障害相談 自閉症等相談		知的障害児に関する相談 自閉症又は自閉症様の症状のある子どもの相談
非 行	ぐ犯行為等相談	虚言癖・浪費癖・家出・浮浪・外泊・乱暴・性的逸脱等のご犯行為、問題行動のある子どもや、警察署からのご犯少年の通告のあった子ども、触法行為があって警察署から通告のない子どもの相談
	触法行為等相談	触法行為で警察署から通告のあった子ども、犯罪少年で家庭裁判所から送致のあった子どもの相談
育 成	不登校相談	登校(園)していない・できない子どもや、長期欠席・怠学などの子どもの相談
	性格行動相談	反抗・緘黙・家庭内暴力など性格や行動上の問題や、いじめに関する子どもの相談
	適性相談	進学・職業の適性、学業不振などに関する子どもの相談
	しつけ相談	家庭内におけるしつけ・性教育・遊びなどに関する子どもの相談
里 親	里 親 相 談	里親に関する相談
そ の 他	そ の 他 相 談	上記のいずれにも該当しない相談

(4) 事業系統図



(H25.4.1 現在)

(5) 事業一覧表

業務系統図の相談援助業務を強化、補完するため、個別に予算化された次の諸事業を実施しています。

事業名	事業項目	内容
業務強化対策事業	特別相談員相談事業 地域児童福祉強化充実	不登校、知的障害に専門的に対応するための特別相談員による相談 関係機関（福祉事務所、警察等）との連絡調整会議、情報交換
情緒障害児治療訓練事業	情緒障害児研修事業 野外訓練指導事業	情緒障害児の相談指導活動充実と関係機関相互の強化のための研修 情緒障害児の野外における集団治療観察指導
家庭支援相談等事業	家庭支援相談等事業 子ども家庭 110 番	電話による子どものさまざまな相談に対し専任の相談員が助言必要に応じて高度な専門知識・技術を駆使して援助、助言の実施 虐待対策支援課との連携による土日祝祭日の虐待通告の受付
里親制度推進事業	3日里親事業 週末家庭制度 里親相談員活動事業 里親研修	施設入所児童等を長期休みや週末に養育里親に預けて、子どもに家庭的雰囲気を経験させるとともに、里親委託の促進を図り、子どもの福祉を推進する 事業内容は3日里親事業と同様。ただし、週末家庭制度は里親ではなく児童相談所が認定した家庭に子どもを預け、以後、里親への登録を勧め里親制度の普及・拡充を図る 養育経験豊かな里親を相談員として委嘱し、里親相互の連携、制度の啓発委託推進 里親認定前研修、養育里親研修、専門里親研修、里親相談員研修、里親認定更新研修
ふれあい心の友訪問援助事業	メンタルフレンドの派遣 メンタルフレンドの研修	不登校、情緒障害児等のとじこもりがちな子どもへのメンタルフレンドの派遣 メンタルフレンドの資質向上のための研修
特別児童扶養手当診断書作成事務 知的障害児療育手帳制度		特別児童扶養手当認定のための診断書の作成 療育手帳交付のための障害程度判定
障害児等療育支援事業	在宅重症心身障害児者訪問指導事業 在宅心身障害児地域訓練会への援助 進行性筋萎縮症児者援護事業	在宅重症心身障害児者とその家族に対し医師や専門職員による助言指導 市町村が実施する訓練会、療育会議への助言協力 医師、訓練士、児童相談所他関係職員による診断、訓練の他、家庭訪問による指導
虐待防止対策推進事業	法律相談事業 カウンセリング強化事業 医療サポート事業 調査面接	虐待相談等の法的取扱いに関する弁護士による専門相談の実施 家族再統合のための精神科医師等による保護者への指導・助言等の実施 親子関係の評価やカウンセリング、セカンドオピニオンの実施 暴力等を受けた児童の被害確認面接を実施